

沖縄県風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例

沖縄県風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和47年沖縄県条例第93号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成27年2月19日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令の一部が改正されたことにより、風致地区内における建築等を規制する権限が市町村へ移譲され、県が規制すべき風致地区がなくなることに伴い、条例を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。